

安積開拓計画（士族授産）と斯文学会創設（儒学再興）

— 明治十三年の秋月胤永

中西 達 治

はじめに

本稿では、明治八年左院が廃止された後、若松に戻った秋月胤永が、東京と離れたところにあつて、地元士族授産計画に関わるかたわら、和漢学復興の象徴である斯文学会創設にあたってどのように対処したかについて考察する。

一

秋月胤永が国元に帰つて、農業で自立した生計が立てられるよう土地を買い集め、一歩一歩着実な歩みを進めていた頃、若松には不毛の地斗南から舞い戻つた、生計のめど立たない旧藩士達があふれていた。彼らの内ある者は郡部の原野で帰農をはかり、ある者はなれない商売に四苦八苦し、ある者はその日暮らしの日傭取り、雑用でかろうじて飢えをしのいでいた。

旧藩士の窮状を見て、積極的に生活を立て直すため、彼らの県内での帰農を推進しようとしたのが、当時福島県参事だった中条政恒である。

中条は、天保十二年（一八四一）生まれの旧米沢藩士で、胤永よりは十七歳年下である。彼は秋月が任官して上京した明治五年の九月、当時の福島県権令安場保和（この年十月県令となる。）に招かれ、福島県典事となつていた。（この当時の福島県は、現在の福島県中通り

にあたる。現在の福島県は、明治九年、会津地方の若松県、浜通りにあたる磐前県三県が合併して成立した。）

安場のもとで中条は、福島県下の原野の開拓計画を推進し、大槻原を開拓するため地元商人に働きかけて開成社を結成させ、安積野開拓の計画を立てる。

明治八年十二月安場が転任し、大書記官山吉盛典（旧米沢藩士）が権令（後に県令）となつて着任した。

二

このころ、明治政府内では大久保利通内務卿が、秩禄処分によつて食禄を離れた旧士族の生活安定を図るため、殖産興業を重視した政策を立案し、実施に向けて積極的に動いていた。

明治九年、大久保利通内務卿が東北地方を巡視した。中条の政策に猛反対していた山吉福島県令は、中条に大久保への進言を禁止した。

この時中条は、県下の鉾山を巡視する大久保の随行を命じられた。六月七日、公式進言の機会を奪われていた中条は大久保に随行している最中に個人的に陳情して、

一 大槻原開拓（開成山）をさらに安積野全域の開拓に及ぼしたい。

二 安積原野の開拓には士族を充てる。

三 猪苗代湖水を東地区に引く。

四 そのため若松県と福島県の合併が必要。（この件は、九月に具体化）

の四点を陳情した。

殖産事業の主唱者であり、不平土族の動向に頭を痛めていた大久保は、中条の話に興味を持ち、帰京すると、計画の具体化に向けて動き出した。

三

明治十一年三月六日、大久保は華士族授産の伺いを太政大臣に提出、翌三月七日には、「原野開墾之儀ニ付伺」を提出した。先の伺いで基本方針を示し、改めて論点を整理して具体策を提案したのである。

そこでは、まず青森県の三本木原をあげ、ここは東西二十里、南北十余里にわたる曠漠たる原野で、人の手が加わっているのは、わずか一、二畝にすぎない。しかしここは、水利の便が悪く開拓に適していない。一方

福島県下安積郡対面原近傍諸原野の儀は、諸船便宜の地にして、殊に四方通達の位置を占め、甚だ開墾好適の趣（殊に開成山の開墾地に近接し、同地の事業を助成すべきの便利有之）、只一の水利を欠くも、右原野最寄猪苗代湖の湖水を疏通すれば、総て灌漑の見込（此疏水の経費許多なりと雖ども、開墾新地に沃ぐのみならず、水利の及ぶ所最寄古田の早損を妨ぎ、許多の利益を生すべく、又湖畔に於て稻一万石の田地を得べしと、古来の唱呼に有之候も）相立候得は、此の地を東北荒蕪地移住開墾第一着となし、之に篤士の土族に限り、相応の給貸を為し（平民も亦同じく移住を許す）、移住開墾せしむるに於ては、則ち同族授産の盛意に叶ひ、所謂一挙兩得に可有之…。

と、福島県下安積郡対面近くの諸原野は大規模開墾に適しているとして、ここを政府開拓の第一とする方針を示し「該事業は、東北地方移住開墾第一着手として肝要の儀に付、勸農局の直轄と」するという。これにあわせて、「福島県下岩代国安積郡字対面原及接近諸原野開墾方法」が制定された。

安積野を中心とする「諸原野開墾方法」に付けられた政府の予算書では、費用として総計六十五万円余を計上しており、土族の移住戸数を二千戸と見込んでいた。この金額は、当時の予算規模から見るとはうもない額で、具体化の段階で計画は大幅に縮少され、最終的には五百戸に縮少された。

四

土族の移住は表面的には順調に進められたように見えるが、福島県管下では中条の計画は、中央政府の事情や、山吉県令のさまざまな妨害などによって紆余曲折があった。

明治九年秋、三県合併（若松県と福島県）が実現すると、中条政恒は先に見たように政府に対して積極的に働きかける一方、会津地区と郡山地区とを一体化して開拓するため、旧会津藩主松平容保に働きかけて、容保を中心に多くの旧会津藩士を対面原に移住させ開拓に従事させるといふ計画をたてた。

中条は、若松に戻った秋月にもこの話を持ちかけた。

秋月は、先に見たように、佐藤泰次ら地元の人たちからの働きかけで弘業会社の創立のため尽力していたが、県の役人から持ちかけられたこの困窮土族の安積原野への移住計画についても、慎重に吟味を重ねた。

明治十一年三月、内務省は奈良原繁を御用掛として福島県下に派遣した。「授産地及猪苗代湖疏削に関する計営を総管」（『安積疏水志』）

させるためである。彼はすぐに現地向かい、福島県と移住人開墾事務の分担、および現地の実地調査に着手した。

その矢先の五月十四日大久保内務卿が暗殺された。大久保の後を継いだ前島密は、大久保の殖産興業を大風呂敷と呼んで作業の見直しを始めたが、とりあえずこの事業の継続を決め、さしあたり開成継続拡張費三万四千円を認めた。〔『安積事業誌』〕

明治十一年末の久留米士族百五十戸移住は、この資金によって実行された。久留米士族の移住は全部対面原にきまつていたが、資金の名目が開成山開拓の「継続拡張費」だったため、四十戸を開成山に近い大蔵壇原に移住させている。

中条は、中央への働きかけを続けると同時に、地元福島県下での工作を止めなかった。

秋月にとって「忠孝」といい、「修身齊家」というのは単なる儒学の教条ではなく、彼の生活を律する規範であり信条であった。母と共にあること（孝）を願って帰郷した彼にとって、母以上の重さで彼の生活を律するのは、いうまでもなく、かつて会津藩士としての彼らの身分を保障していた旧主家（忠）である。他の旧藩士と同じように、彼も旧主松平家のために、日頃から何かとかわり続けてきた。旧主家復興のためには全力で力を尽くす、秋月にとってこのことは当たり前のことだった。彼は中条等と綿密に打ち合わせを続けた。

五

このころ東京では、秋月が自分の学問の在り方について改めて考えなければならぬ事態が起こりつつあった。

西南戦争後の落ち着かない世相の中で、欧化主義の行き過ぎを心配したのが、岩倉具視であった。彼は、明治四年右大臣になると同時に遣外使節団特命全權大使として海外諸国を巡視し、明治六年帰国して

いるが、海外事情に詳しいだけ、国内における伝統の維持にも目を向けることになったのである。海外事情にうといまま欧化主義に流れる社会一般の風潮を危惧していた時、思齊会という学会があることに気づいた。

思齊会は、阿波徳島出身の岡本監輔が、洋学に対するにわが国の伝統である皇漢の学の復興を目指して、同郷の森重遠らと起こした学会である。沼間守一、馬場辰猪、福地源一郎、矢野文雄、小野梓など知名の政治家やジャーナリスト、学者らが、岡本に賛同して何かと便宜をはかったが、時勢には勝てずあまり目立った働きは出来なかった。

岩倉は、明治十二年、太政官権大書記官股野琢、同権少書記官広瀬進一に命じて、この会の活動の振興策を考えさせた。

二人は、思齊会のメンバーをはじめ、当時在京中の重野安繹、川田剛、長茨（三洲）、金井之恭、長松幹らと協議を重ねた。

五人はいずれも和漢の学問文化に造詣の深い学者や高級官僚であったから、作業は具体的に進み、会の名前を斯文学会とし、趣意書を作成して国内全域に加入を呼びかける手はずを整えた。

儒学復興の準備が進められていることは、岩倉の命を受けた太政官職員が重野等に相談を持ちかけた当初から、若松に引き籠もっている秋月の所にも、連絡が届いていたことは間違いない。彼は一会員としてではなく幹部の一人として期待されていたことは確かである。彼にとって、斯文学会の創設は願ってもないことだった。しかし、先にも述べたように、母を養うためという理由で故郷に戻り、地元で士族授産の弘業会社社長を務めている彼には、すぐさまこの呼びかけに呼応していっしょに働くという運びにはならない。安積移住計画も着々と具体化に向けての作業が進められている。東京での斯文学会発足には、彼の参加が心待ちされている。この事態にどう対処するか、秋月は難しい選択を迫られることになった。

六

明治十二年十一月五日の夜、東京からやってきた佐佐木高行が若松の秋月の家を訪問した。以下、佐佐木高行と秋月胤永との関係については、拙稿「持続する志四―秋月梯次郎と佐佐木高行―」『金城学院大学論集（人文科学編）』第十卷第二号（二〇一四年三月三十一日発行）を参照されたい。

佐佐木は旧土佐藩士、幕末維新期には、山内容堂の側近として活躍し、秋月とも面識があった。

明治十一年（一八七八）佐佐木は明治天皇の教育を担当する一等侍補に就任、元田永孚らと共に天皇の側近として活躍していた。明治十二年十月十三日、侍補制度が廃止された。佐佐木は、十月二十三日宮内省御用掛に任命されると同時に、

「御用有之、奥羽地方へ被差遣候事」

という辞令を受ける。

その際は彼は明治天皇からじきじきに、

「該地方民情、篤ト視察スベシ、」

という勅語をもらい、宮内属官藤田一郎を連れて十月二十九日東京を出発した。藤田は東北地方出身で何かと都合がよかったからである。この巡察の様子は彼の日記『保古飛呂比』に詳しく記されている。

それによると彼は、二十九日、関宿に泊まり、以下三十日宇都宮、十一月一日太田原、二日芳沢と順調に旅程をたどり、白川から会津に直行して、夜会津に到着、この経過を『保古飛呂比』に次のように記している。

今般巡視ニ付テハ、最モ手輕ニ致シ、人民ニ直接致シ候心組ニテ、福島ハ最初ニ巡視ノ筈ナルモ、態々白川駅ヨリ直ニ会津ニ夜中入り込ミタレバ、郡役場ニモ不相心得程ニテ、追々郡役所吏員及ビ土地ノ有志等訪問、其中旧藩士秋月楨次郎ハ、兼テ知人ナレ

バ、来意ノ趣ヲ通知シ、同人モ来リ、夫ヨリ兩地方吏員ノ手ニ寄ラズ、会津地方ハ巡視相済ミ、松原越ニテ米沢地方ニ赴キタルニ、

今回の巡視はもつとも手輕な形で実施し、直接現地の住民とふれ合うつもりでやってきた。福島県を最初の訪問地とするつもりで、白川から直接会津に向かったが、到着が夜になってしまった。郡役所なども到着を知らない有様であったが、追々役所の吏員や地元の有力量達を訪問してきた。秋月は旧知だったので、自分が会津に来た主旨を連絡したところ秋月が宿舎にやってきて何かと手配してくれた。そのため以後は地方の役人たちの手を借りることなく視察が済んだ……

『保古飛呂比』に収録されているこの間の事情を物語る秋月の手紙の抄訳を以下に示す。

謹んで申し上げます。昨日は、我が家へわざわざ車（人力車）をお寄せ頂きましたが、何のおもてなしも出来ず恐縮に存じました。ついでには、本郷村の瀬戸取り扱ひ番松下作十郎という人物をそちらにうかがわせます。同人にあなたをご案内するようお願い聞かせてありますので、何なりとお申し付けください。

（中略）

追って、いくつかの書き物ができあがり次第、夕方には、宿舎に参上いたします。

佐佐木は秋月の家を訪れ、会津地方巡視に便宜をはかってくれるよう頼んだのであろう。立場上秋月は佐佐木に対して敬語を使っているが、二人は気心の知れた間柄だったのである。

京都時代とは立場が入れ替わった二人だったが、懐旧譚やお互いの身の上話から当時の社会情勢、東京における政界、学会の動きにいたるまでさまざまに広がり、尽きることがなかった。その中には当然のことだが、岩倉のお声掛かりで急速に具体化している斯文学会につい

での情報をあつた。この時佐佐木は、秋月に、斯文学会への参加をそれとなく呼びかけたのではなからうか。

この時秋月は、自分がここに至った経過、現在置かれている状況をつぶさに説明して、今はそれは出来ないと言った。

七

年が明けて明治十三年一月四日、母が九十歳で亡くなった。秋月は、ここで一気に行動の自由を得た。

佐佐木が会津を訪れた直後に、秋月は弘業会社の社長を辞めていた。彼が故郷における社会的束縛を離れて、この後の身の振り方をじっくり考えようとした矢先に母が亡くなったということになる。

一月十三日、彼は早速まだ東北巡視中の佐佐木高行に手紙を書いた。

他地方巡視中の佐々木に対して悻次郎は、最果ての地を巡視するのは大変だろうが、東北地方辺境の現状をしっかりと見届けて、天皇に報告して欲しいと願い、母の最後の状況を詳しく書き連ねている。再会した時話したように少年の時故郷を出てから全く一緒に居たことはいないので、わずか四、五年でなくなったことが残念でたまらない、と佐佐木に訴えている。

問題はその後である。「不幸前既に彼の社務も相断り、」母が亡くなる以前に思うことあって会社社長を辞した。「一閑人憂愁鬱屈」の現在の心境を記した詩をお目にかける。事情は東京にあなたが戻られた後報告したいという。

この時彼に何があつたのか。

繰り返しになるが斯文学会設立の動きは、彼の所にも届いていた。東京の動きを遠いことと思つていた秋月の所にやってきた佐佐木は、天皇に近侍していた立場から中央の息吹、生の情報をもたらししたので

ある。これを秋月は、改めて自分の問題として考え直した。佐佐木の話を真正面から受け止めた秋月の姿が見えてくる。別紙には、東京で仕官している子息胤浩が、微官ながら洋行希望なので、気にかけてやって欲しいと、非常に私的な願いを書き記している。秋月は、佐佐木にこういうことを気軽に口に出出来る関係だったのである。

巡視を終えて帰京した佐佐木高行は、三月十三日、元老院副議長に任命される。

八

秋月がこの時何を考えていたのか、この後の彼の行動を見てみよう。

彼が上京を決意して心中を姉弟に打ち明けた時、当然のことだが彼らは何を今さらと猛烈に反対した。彼は自分の気持ちは変わらないと訴え、想いを一編の詩に託した。

将去郷。与姉弟別。 庚辰

死別又生別

死別また生別

無悲別離悲

別離の悲しきより悲しきは無し

両姉六七十

両姉は六、七十

一弟亦已衰

一弟またすでに衰う

会遊三十年

会遊三十年

帰養僅三歳

帰養僅かに三歳

団欒共奉歡

団欒奉歡を共にす

再別豈不涕

再別あに涕せざらんや

老則従子君休留

老ゆれば則ち子に従う、君留むるを休

めよ

有兒待爺在帝州

兒あり、爺を待ちて帝州に在り

況余雖老猶雙鑣

いわんや余老いたりといえどもなお雙

鏢たるをや

雄飛將極歐亜州

雄飛まさに極わめんとす欧亜州

今日悲為他年喜

今日の悲しみは他年の喜びと為らん

波濤万里亦尺咫

波濤万里また尺咫

支那風物波理斯煙霞

支那の風物と波理斯の煙霞と

稻載帰来將猷弟与姉

稻載して帰来し、まさに弟と姉に猷ぜんとす

んとす

生き別れても死に別れても、別れば悲しい。まして姉二人は七十代と六十代、弟も衰えを見させている。三十年間他郷に居て、一緒に母と暮らしたのはたった三年。また分かれるなんて……。でも老いては子に従えというじゃないか。息子は東京で私を待っている。今こそ飛躍の時だ。アジア、ヨーロッパを踏破したい。今の悲しみは未来の喜びだ。遙かな海原もほんの一寸、中国とパリとの文物をいっぱい詰め込んで戻り、弟姉みんなにあげるから。ふだん決して漏らしたことがない、海外雄飛への夢、高須幽囚の時にも彼は同じ想いを述べていた。

母の百ヶ日法要を済ませた秋月は、姉弟の願いを振り切って上京し、四月十日、四谷大番町に居を構えた。

佐佐木など関係各方面に出京の挨拶を済ませた後彼が向かったのは、情報を教えてくれた重野や川田などの斯文学会関係者であった。彼らは、秋月の上京を喜び、彼の学識と同時に事務能力に優れていることを評価して早速学会の発足準備の中心メンバーの一人とした。

斯文学会が、趣意書と規則書を制定すると、明治十三年二月に開催された地方官会議（政府から派遣された地方行政長官をあつめた会議）で、岩倉は内々で出席者たちが地方に帰った時各地の郡長に会員募集をさせるよう依頼させた。行政組織を利用した会員募集の効果

はてきめんで、たちまち千五百名以上の会員が集まったという。

東京に出てきて、斯文学会の設立準備に奔走してはいるが、彼は今の所無職である。秋月の所に新潟県の係官から、「県の高等官に採用する。」と電信で連絡があったといってきた。

この時彼は友人にこの話をしたが、

「今は漢学流行の時勢だ。斯文学会を主とすべきだ。」と忠告されている。（五月十三日付け、三郎宛手紙三五八）

九

明治十三年六月六日、神田錦町にあった学習院において斯文学会の発会式が挙行された。明治天皇は発会にあたりこの会に千円を下賜した。式には太政大臣三条実美、左大臣有栖川宮熾仁親王、右大臣岩倉具視が出席すると同時にそれぞれ三十円を寄付、その他清国公使をはじめ各界の名士が出席した。

発会式における重野安繹の講演が、「斯文会大意第一年会演説」として「斯文学会講義筆記」第二号と第四号に分割して掲載されている。なお同じく当日の演説の掲載を頼まれていた中村正直は、当日の演説内容が通俗的で気に入らないとして新たに一文を草した、とある。

冒頭、

斯文学会ノ旨意ハ、最初広告文ヲ以テ演述セシ如ク、斯文ハ即チ斯道ニテ、斯道ハ本邦固有ノ風俗ニ基キタル者ナレハ、是ヲ本邦ノ道ト謂フヘシ、

と斯文の意味から解説し、以下日本固有の倫理道德の中に、儒学、仏教などが入り、国風にあわせて現在に言ったつていっていると、具体例を挙げて論証、中国とも西洋とも異なる倫理道德我成立していたが、最近の洋学の移入により、伝統的な和漢学が廢れているのは遺憾であると

いい、学問の流派にこだわるのはよくないとし、

漢学一派ヲ以テイハ、程朱ニモセヨ、王陽明ニセヨ、陸象山ニセヨ、漢唐古註ニセヨ、皆孔子ノ書ヲ講究スルノ階梯ナレハ、各人ノ好ム所ニ任セテ可ナリ、其他或ハ仏学ニ因ルモアリ、或ハ洋学ニ因ルモアルヘシ、其標的サヘ一致ニ帰シ、我固有之風教ヲ維持スルニ在ラハ、皆斯道ニ篤志ナル人ト謂フヘシ、斯文学会ノ冀望スル所、此ニアリ、敢テ愚見ヲ陳シテ、諸君ノ質正ヲ乞フ、其尽サ、ル所ハ、後会ヲ期シテ、漸次之ヲ説明セン、と講演を結ぶ。

これとは別に、この式に参加していた川田壘江は、この日のことを「斯文会記」として記録した。(原漢文)

斯文会を設けたのは、斯文を振起するためである。(中略)わが国の文字は、中国伝来である。文化はそこから開けた。(中略)ところが学者があまりにも守旧的で時流に合わなかったため、維新後は、洋学が採用され、漢字を捨ててローマ字全盛となった。一利はあるが弊害も目立つ。道徳は功利に、敦厚は軽薄に、儉約は華奢に、政治を語る時は立君ではなく共和を、教えは孔孟ではなくキリスト教を、倫理を語る時は夫唱婦従ではなく男女同権を、これは国体、土俗の相違を問題にせず、新しさだけを追求して従来 of 聖賢実学をないがしろにしている。仲間と協議し斯文の振起を呼びかけたところ、早速同志が千五百名以上集まった。明治十三年六月六日、東京錦町学習院において開会式を挙行政した。社会からお祝いの言葉をうけ、この日投票により幹事五十人を選出した。天気晴朗、堂上には聖跡の図を掲げ、古楽が演奏された。親王以下の貴賓、清国公使も出席した。天皇からも千円を賜った。盛んなことではないか、文運の興起は近い。(中略)私剛は、不敏ながら盛会の末席につらなることが出来たので、所見

の一端を記す。

と当日の会の様子を述べている。

両者を併せ読んでみると、この会の目的とするところが見えてくる。

この会の席上胤永は幹事の一人に選ばれ、その後の会議で、会長(有栖川宮) 副会長(谷干城) 学監(川田剛・重野安禪) 書記兼室長(秋月胤永) という役職者が決まった。彼は組織のかなめである事務の統括を任されることになった。胤永にとっては、自分の思想の実践組織ともいふべきものであり、旧知のスタッフに迎えられすぐに幹部として動くようになったのも当然といふべきだろう。

十

胤永が、斯文学会設立に深く関わっていたこの時期、若松在住時代から関わりを持っていた安積開拓問題も大きな進展を見せていた。

この年二月、旧会津藩主松平容保は日光東照宮の宮司になっていた。福島県の中条正恒らは、先にも見たように松平家の家扶や秋月などの協力の下に、旧会津藩士による安積開拓計画を推し進めていた。彼らは容保の同意を得て、最終的に、旧藩主と共に旧藩士が移住して開拓にあたるという計画をまとめた。

明治十三年八月、この計画案は、元老院に提出された。秋月は斯文学会の発足に奔走する一方で、この計画立案にも深く関わっていたのである。

元老院は、各種建白書、嘆願書の類を受け付ける機能を持っていた。そのため全国から、報告書、嘆願書の類が多数寄せられている。

元老院副議長の佐佐木高行は、議長の大木喬任と共にそれらの書類を精査する立場にあった。

佐佐木の日記『保古飛呂比』には、彼の手許に寄せられた情報ばか

りではなく、元老院に寄せられた情報も関連して挿入されている。先頃巡視した東北地方関連の記事を拾い出すと次のような記事が目につく。

一、海老名季昌（佐佐木が若松を巡視した当時の郡長、旧会津藩土海老名郡治の子）が、昨年十二月に山形県二等属庶務課長に昇進したという一月十八日付けの礼状。

一、福島県書記官中条政恒が、磐城、新潟間の道路改修、開成山御分袖について報告した三月二十五日付けの返信。

一、谷地頭（現在の北海道函館市谷地頭町）在住の旧会津藩土広沢安任が、上京したいという願いを聞き入れたことに対する礼状。関連して斗南人についての願い、馬匹の註文があれば用意するなどという内容の五月九日付けの書状。

一、青森県上北郡長藤田重明からの七月二十六日付けの書状。この書状には、青森県斗南藩士族総代三本木村桜井政衛、五戸村倉沢平次右衛門が、明治十三年七月十日連署して青森県知事山田秀典宛に出した旧斗南藩士救済のための計画歎願陳情書が付してある。

これには次のように、佐佐木の感想が付記されている。

右旧斗南藩士族ノ取扱、菱田権令（大垣人）頗ル苛酷ノ取扱致シ候趣、其事情ヲ聞クニ、実ニ可憐次第二付、其ノ辺ノ事情ハ筋々ヘ十分申立テタリ、

とあって、別紙明治四年以来の経過を記した嘆願書、それらの陳情について、事情は分かるが、他藩の旧士族にも同じ問題があり、個別の陳情には応じられないという、内務省より発せられた直願採用の出来ない旨の諭達とそれに対する奉答書（最後は明治十三年）のやりとりを記した「御諭達理由書并奉答書」があつて、以下のような文章が続く。

（参考）

一 会津ノ事ニハ心配セシニ付、左ノ書類、松平氏ヨリ送ラル、依テ茲ニ載セツ、

ここにいう松平氏とは、旧会津藩主松平容保のことである。佐佐木は、旧会津藩士の現況については、以前から気がかりだったので、容保が送ってきた書類をここに併せて記載した、というのである。

十一

佐佐木が記録した松平容保の送った書類こそ、先に見た秋月等の作成したプランである。佐佐木は、秋月が関わっているかどうかは無関係に、自分の関心からこの書類を記録に残したのだろうが、この時期松平家が置かれていた立場や秋月の動向を考える上で非常に貴重な資料になっている。

この書類は、仮に番号を付けると、

一 旧会津藩士族窮迫ノ景況

二 松年容保父子開墾地ニ移住旧士族授産ノ計画ヲ為スガ為メ恩貸金概算

三 容保の歎願書

四 別紙 殖産資金取扱概旨

の四点となる。

一の「旧会津藩士族窮迫ノ景況」では、戊辰戦争後旧藩士が、「無比惨憺^びノ境ニ沈ミ、無情悲哀ノ憂、胸裏ニ鬱堆スルノ時」、旧主松平容大に従つて斗南に移住して窮状の打開を図ったが、まるで効果がなかった。若松に戻る者も増えたが戻つてもなすすべもない有様で窮状は見るに堪えない。現在福島県在住の旧会津藩士はおよそ三千戸、下級官吏、教員、巡査になつている者もほんのわずかで窮民ばかりだ。一般の国事犯と比べてもあわれな状態だと、細かに実例を挙げて説明している。その上で、彼らの立産を謀り、救済の道を探ることが急務

だとして、「今や松平容保断然決意、上下ノ為メ尽ス所アラントセリ、不忍ノ心ヲ以テ不忍ノ政ヲ行フハ、其今日ニ在ル乎、」と、容保が率先してことに当たる決意を表明している。この文章は、事細かにこれまでの経過を説明して旧藩士の窮状を訴え、読み手の心を揺さぶる名文である。

二では、松年容保父子が開墾地に移住して、旧士族授産の計画を実行するための恩賜金として、「金拾八万円但、無利息十ヶ年置据、二十五ヶ年賦上納、」という数字をあげる。ここでは恩賜金としているが、後に添えられた計画案を見ると、これは貸付金である。ここに上げた数字の根拠は、青森県が上申した斗南士族一千戸、六万円という計画案をもとに、同様の計画だから福島県籍にあるものを三千戸として算出したという。

三 歎願書は、「臣容保、誠恐誠惶、頓首、恭ク惟ルニ、」と始まり、明治維新後の施政を具体的な事例で評価し、かつて自分たちが犯した罪を許されて華族に列せられたことに感謝して、報恩の道を考えて時、現下の急務は殖産興業である。北海道開拓使が置かれ、福島県下では猪苗代湖の湖水を安積原野に引く計画が実行された。開成山開墾の現状を見て感動した。自分が率先して働きかけるので、是非とも資金援助をお願いしたい。「謹デ別紙殖産資金取扱概旨一通ヲ添へ、以テ仁裁ヲ仰願ス、臣容保、泣血頓首再拜、」と結ばれる。

歎願書も、冒頭の現状分析に劣らない名文である。この歎願書を起草したのが実は秋月胤永である。(秋月三郎の子孫の家にその草稿が現存している。)前文の現状分析も文章も秋月胤永が書いているにちがいない。

別添された資料には、貸付金の運用目的を、「一面開墾ヲ振興シ、一面旧士族一般ノ就産ヲ奨励スル」ことと定め、運用については、「十五ヶ年無利息据置、末十五年賦返納」とすること、助成する職業

として、養蚕、紡織、漆器、陶器、製糖、摺付木、植樹、開墾、製塩の九種を挙げ、資金を貸し付けた場合は、抵当を取るなど、細かに定めているが、これらは、弘業会社申請の際の書類を参考にしているのだろう。

十二

この計画は、非常に丁寧に作成されていることが分かるのだが、これこそ福島県に勤務していた中条政恒が、計画を練り明治十一年頃から着々具体化していった安積開拓による旧会津藩士(すなわち旧斗南藩士)救済の最大のプランに基づくものだった。(『安積事業誌』(中条政恒、歴史春秋社))

これは全国の困窮士族授産の目的で、当初は一千戸入植という計画であったが、入植者数を六百戸に減じて実施が決まった。そのうち会津関係では、旧藩主松平容保、容大父子以下、旧藩士二百家族を猪苗代地方に移住させるといふ大規模な計画で、容保の同意を得た上で、関係部署に働きかけることとなった結果が、この嘆願書となったものである。

『安積事業誌』によれば、

中条君合県後、深ク之ヲ憐ミ居ラレシガ、幸ヒ這般対面原ノ事アレバ、此原野ヲ以テ旧会津君臣ヲシテ、所ヲ得セシメントノ心算ニテ、岩倉右大臣・伊藤内務卿へ内談ニ及バレタルニ、頗ル賛成ナレバ、松平容保君ニモ話サレタルニ、是又移住ノ大決心ヲ表セラル。依テ事情ヲ詳述シ、決行差支ナキヤ否ヤヲ在県山吉氏へ問合ラレタルニ、必ズ決行ヲ期ス。乍去公然上申ノ手續キハ、御帰県御相談ノ上ニ進達スベシ、只今内情丈ヲ堅固ニシテ帰県ヲ乞フトノ直書返答アリ。中条君依テ其旨ニ従ヒ、猶当局諸公ト内議ヲ決シ、不日上申次第拾九万円余下附ノ内約ヲ結びテ帰県セラル。

此際容保君ハ親シク岩倉右大臣・伊藤内務卿等ヲ訪ヒ、其誠心ヲ縷述シ大ニ賛成ヲ受ケラレタリキ。當時此説ニ賛与シ力アリシ者ハ家令沢全秀・家扶中村某・藩士秋月胤永・赤羽友春等ナリトス。中条君ハ政府ノ信用厚ク、言聴カレ謀行ハレ、宿昔ノ志ヲ全フスルノ機会ニ到達シタリシニ、

とその間の事情が記されていて、事前に容保自身が政府関係者伊藤博文や岩倉具視に働きかけていることが分かる。細心の注意を払った計画だが、ここで注目されるのが、地元で賛意を表した人物として、秋月胤永の名があることである。土族授産のために積極的に中条と連携していたことをうかがわせるもので、施策に賛同して協力するという以上に、松平家の代弁者として草稿を執筆していたことが分かる。振り返ってみれば外交文書の執筆、交渉は、会津藩公用方以来胤永に課せられていた職務であった。明治十三年、すでに東京に出ていたにもかかわらず、胤永はこの嘆願書の草稿を作成した。彼は、維新後も旧主家と密接に関わり続けていたのである。

十三

ところで斯文学会開講に向けて奔走しているまさにその時、この計画の実現に向けての歎願書を作成した秋月は、自分自身どういう場所に身を置こうとしていたのか、その辺りを考えさせる興味深い資料がある。

秋月の養嗣子胤浩が、秋月の本家丸山家をはじめ姉の嫁ぎ先、妻の実家、弟の妻の実家など親類縁者一統に向かつて移住計画に参加するよう呼びかけ、具体案を示した文書が残されている。この文書については、かつて「秋月胤永の同族意識―同族の結社『同心社』設立と幻の安積開拓入植案」として『金城学院大学論集（人文科学編）』第十四卷第二号（二〇一八年三月三十一日）に報告したので詳細はそれに

ゆずるが、これを見ると秋月は一族を挙げて、安積移住を考えていた。

雁皮紙三枚に丁寧な書かれたその文書では、冒頭父（胤永）が、彦根から学校を設立するについて教授として迎えたいが、と言ってきたが、それは断った、という内輪の話から始まる。（秋月が第三郎に宛てた手紙の中に、彦根の知人から、「俸給は五十円から九十円までは出せる」といつてきたとある。）

それはなぜか。

父が彦根行きを断った真の理由は現在の日本の政情にある。内政は財政逼迫、国会開設問題、外交では条約改正、難問が山積しているため、有用な人材も、直接政治に関わることを避けている。父にもしくはらくは諸葛孔明のように悠然と構えてもらうとよい。

父胤永を、劉備玄德に三顧の礼で迎えられた孔明に準え、時世の分析をした後提案されるのが、一族を挙げての対面が原移住である。

旧会津藩主松平容保が政府から二十万円の貸付金を、二十年刊無利子で借り受け、容保を初め全員が移住先の対面が原に籍を移して開墾にあたる。これには、ただしこの計画は現在申請中で未確定だが、県役人の中条政恒が尽力しており、内務大臣や参議数名も賛成とのことなので十中八九は実現するはずだ、という割り注があつて、計画実現の暁には、胤永は月給三十円でその顧問として働くことになっていると結ばれる。会津藩士救済目的で中条政恒が企画した「安積開拓」として知られている計画の内幕を知ることの出来る貴重な情報である。ここまで来ると、冒頭の彦根の学校の件を断ったという真意も見えてくる。

十四

この事態に、秋月一族はどのように対応したらよいか。そこで出さ

れた結論は、次のようなものだった。

現在持っている土地建物を全て売り払い、同姓、親族全てが籍を移住先に移して、そこに一族だけの新村を作る。これは薩摩領内各地の城砦に半農半士の武士の集団が駐屯・居住し、有事に領主・地頭の命令で戦闘員となる外城制、あるいは天誅組の蜂起に多数の住民が参加した近世十津川流域の在郷武士集団のような組織を作り、農業労働の合間には文武の修行をして純粹の農業者にはならない。これこそ旧藩以来の先祖の風儀を守る道だ。こうすることによって、個人的な成功を求めるのではなく一族全体が一致協力して自立した共同体を作り上げることが出来るはずだ。

このように説明した上で、胤浩はさらに集団移住の得失を例示する。

利点の第一は、二百年来の旧主を中心にした生活が出来ること、第二は土地家屋が揃い、自主的に決断出来る豪族として子孫の将来が保証されること、さらに同姓の親族が艱難辛苦を共にし、悲喜吉凶を共有出来ること、また共同生活のため文武の修行にも有利なこと、地理的な観点から見ても、土地は平坦で気候は温和、積雪酷寒に悩まされずに済む、おまけに幹線道路に接しており、今度出来た若松から国道への新道にも近い、と利点を数え上げたところで、こんな一言を付け加える。「馬車電信」の便がよいところだから、赴任先の東京でその日暮らしをながくするのと比べると、雲泥の差まさに月とスッポンである。(ここに、東京暮らしで父が大金を得たとしても、これは自分一家の所得であって、同族の利にはならない、という注がある。)貴方が暮らしている地方のような寒冷地に同姓の親族がバラバラに定住してややもすれば飢寒に苦しめられるのと比べると、移住のすばらしさが分かってもらえるのではないか。問題点は、祖先以来の墳墓の地を去ること、これまで丹誠こめて開拓した田地を手放さねばなら

ないことだが、これも近く新道が出来れば、日帰りで往復が出来るようになるのであまり心配するにはおよばない。近年入手した田地のことは問題にならない。(先祖伝来の土地は売り払わなくてもよいか。)なぜならそれに代わって広大な土地が入手出来るからだ。

父が、彦根の学校赴任などという目前の利益を省みず、親族と共に生計を固めようと考えたのこういうわけだ。父は親族の皆さまに同じく一家を挙げてこの計画に参加してもらいたいと願っている。賛成して下さる方々は、これまでの計画を変更していただかなければならない。ここに「サイ女多四郎等ノ好処分」という付言が出てくる。この頃に、この二名の人物に何か生活上の変化があったのだろうか。

このように説明し具体的な内容は以下に記すとして、浩之丞は次のように決意を促す。

よく考えた上で早急に本心を聞かせて欲しい。これは極秘案件であり、計画では移住可能なのは百家族(二三百を百に訂正)内外の予算しか見込まれていない。外部に漏れないよう近親者間でもおっぴらにはなさないように願いたい。この件は改めて父からしっかり申し渡されている。

胤永は、安積入植の計画を相談され、請願書を書くなど実現に向けて深く関わった立場から、自分自身がこの計画に参加し、入植後は顧問として顧問料を受け取るということを公表して計画の信憑性を保証し、公表される以前に一族の結集を図った。

ここに見られる入植の基本は、一言でいうと「祖先ノ旧様ヲ維持スル」ことにある。明治の新政府が発足して既に十年以上経過している。この間旧会津藩は新政府により藩の取り潰し、三万石での再立藩という経過の中で、失職、減俸、斗南移住とさまざまな苦勞の末、最終的には秩禄を全く失うという厳しい境遇を強いられてきた。明治五年、特赦により左院少議生に任官した秋月胤永と手代木勝任とは、就

任直後に、斗南に移住した旧会津藩士の救済を願う請願書を出している。新政府の秩禄処分は、日本全国に大量の土族の失業者を生んだが、旧会津藩士は、それ以前からもっと厳しい環境に置かれてきた。西南戦争以後、改めて土族たちの生活保障という問題が中央政府の緊急課題と認識されるようになった時期に、さまざまな計画が提案され実行に移されている。北海道開拓が端緒につき、郡山の開成山でも開拓が始まった。これは、会津に近いところでの入植計画であり、旧藩主が先頭に立っての請願である。計画実現疑いなしと考えた胤永が、親族はじめ同姓一族の生活安定のために考えた計画が、一族の集団移住だった。

彼には、農業に従事するという選択にほとんど違和感がなかった。実際彼は在京中から三郎に対して、土地の買入れ農耕の実行を指示している。帰郷後は塾を開いたり、弘業会社の創設に関わったりとさまざまな活動を展開しているが、それらの活動の中で農業は生活の中心に位置づけられていた。しかし旧主を中心にした集団移住という計画は、旧来の価値観に基づいている。これでは実現しても新時代に向けての発展は見えてこないのではないか。

十五

以下入植に際しての具体的なプランが示される。「未定概算」として示される国が計画している内容は次のようなものである。

*家屋建築費、農具購入費、食費等、一戸について四百五十円くらい、二ヶ年下付。（この件は内々の話で未定であり、くれぐれも口外無用のこと。）

*土地の面積は、農地一町歩、宅地二反くらい。（農地は、構成員の中身により割増。）

*二十ヶ年間無税。

これに対して、丸山一族としてはどうしたらよいか、胤永のプランは次のようなものである。

- ・農業に熟練した人物を責任者とし、三、四戸が一グループとなつて、家を一軒建てて同居する。ただし部屋割りは、各戸ごと別々。
- ・下付金の内一戸あたり百五十円を醸出して家の建築費に充てる。
- ・残金は銀行預金とし、独立する時の準備金とする。
- ・責任者の指導に従い、土地の耕作、播種の順序などを三〜五年にわたって学ぶ。

・要点を会得したら、各戸独立。
・将来独立した時にために、初めに土地を割り振り、木などを植えておく都合がよい。こうすればはじめて農業に従事する者でも、こつを会得することが出来るし、下付金を浪費することもない。

ではその組み合わせはというと、



この外同姓では丸山^幸、丸山^主、丸山^喜のような家族、親族では津川、三宅、中村、大竹等の家族は、是非とも積極的に移住をすすめたい。

ここに挙げられた人物のうち、丸山姓以外の人物では、上遠野は、三郎の妻の実家、遠藤は、胤永の妻の実家、長崎は胤永の姉の嫁ぎ先等、いずれも胤永が長年にわたって生活費や子弟の学費援助をしている家である。政府から資金が投入されるこのプロジェクトに対する胤永の期待の高さが分かる。

このプロジェクト参加者の人選には、農耕にたえる強壯な体力の持ち主が一家に二名以上いなければならないという条件があった。胤永は、一定のルールの下で、農家から婿を取るとか、嫁をもらうとかし

てこの問題をクリヤーして、とにかく土地を確保することが大切だという。開拓、農耕という作業は、机上の空論ではなく、体力の伴った実践が必要だという胤永の考えは、説得力がある。

父親の意向を受けて、胤浩は「易ニ曰ク、君子ハ機ヲ見テ動クト。今ヤ機至ル、失フ可カラス。父公多端故ニ、代リテ申上ルモノトス。」と本文を結ぶ。対面が原開拓という一大プロジェクトが胤永を顧問として内々で進捗している時、彼が一族のために内々で立てた対応策である。

最後のこの計画の根本的な問題が提示される。

下付、貸し付けの名義人は全て旧君松平容保であり、入植者は、松平家の小作人という形になる。五年、七年とかけて開拓が軌道に乗った時開墾地の一割か二割を公有（ということは松平家の所有地）とし、残りが私有地となる運びだ。

容保嘆願書に基づく安積開拓の出発点は、容保に対する貸し付けという形であったことが、この付記から分かってくる。旧主が責任者であるということになれば、入植者はどのような事態になっても逃げ出すわけにはゆかぬこと明白である。政府側は、いわば旧主を人質にした形で入植者を縛ることになるのだ。

十六

福島県は、明治十三年八月下旬から旧藩士達にむけて、安積開墾入植者募集を始めていた。この計画はほぼ具体化寸前までゆくのだが、時の県令の横やり、会津からの入植に対する地元住民の反発などがあって、立ち消えとなる。他県からの入植者が順次受け入れられて行く中で、会津からの入植者は小集団、分散的に実施される。そこは狭くて不毛な土地が多く、悲劇の入植と云われることとなった。秋月のたてた計画も全く意味が無かったのである。

同じ頃、福島県は、河野広中等による自由民権運動が広がりを見せる。そうした動きと一線を画しながら、彼等とは異なる発想で現状打破を図ろうとする悌次郎の姿勢には、彼の身につけていた思想の具体化という一面があることを忘れてはならない。

この結果秋月は改めて、斯文学会の開講のために全精力を尽くしてゆくことになる。

（この項了）

二〇二一年十一月一日